

施設基準届出手術件数

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	22
イ	黄斑下手術等	269
ウ	鼓室形成手術等	17
エ	肺悪性腫瘍手術等	62
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	111

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	8
イ	水頭症手術等	14
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	4
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	13
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	15

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	7
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	6
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
エ	母指化手術等	5
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	5
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

463

5. その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	20	
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	93	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	95	
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	192	
	再掲	経皮的冠動脈形成術	
		急性心筋梗塞に対するもの	8
		不安定狭心症に対するもの	6
		その他のもの	13
	再掲	経皮的冠動脈ステント留置術	
		急性心筋梗塞に対するもの	50
		不安定狭心症に対するもの	27
その他のもの		88	

手術件数は、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の数字です。